

令和4年度第2回

秦野市都市計画審議会議事録

開催日 令和5年1月26日（木）
場 所 秦野市役所本庁舎3階3A会議室
時 間 午前10時30分～午前11時30分

出席委員（◎会長、○副会長）（敬称略）

原聡、風間正子、野々山静香、中村英仁、◎梶田佳孝、○勝田佳孝、佐野友保、熊澤嘉孝、藤村和静、今井雅之、和田正紀（岩渕浩二の代理）、藤崎伸二郎、鈴木誠、諸星安芳 14名

事務局等出席者

都市部長 高垣 秀一

都市部まちづくり計画課担当参事（兼）課長 小山田 智基

都市部まちづくり計画課参事（兼）担当課長（兼）課長代理（都市計画担当）佐藤 靖浩

都市部まちづくり計画課課長代理（都市総務担当）伊丹 智栄

都市部まちづくり計画課主任技師 田所 篤

都市部まちづくり計画課主任技師 倉田 祐行

都市部まちづくり計画課主事 鈴木 莉子

都市部都市整備課参事（兼）課長 中原 慎吾

建設部道路整備課参事（兼）課長 原 利春

会議内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介、事務局職員紹介
- 4 正副会長選任（正副会長あいさつ）
- 5 諮問
- 6 議事

(1) 諮問事項

議案第3号 秦野都市計画区域区分（西大竹地区）の変更について

議案第4号 秦野都市計画用途地域（西大竹地区・菩提地区）の変更について

議案第5号 秦野都市計画地区計画（西大竹地区）の決定について

議案第6号 秦野都市計画道路（3・4・15号菩提横野線）の変更について

議案第7号 秦野都市計画道路（3・6・4号秦野丹沢スマートインター線）の変更について

(2) その他

- 7 閉会

【議事要旨】

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

はじめに、議事（1）諮問事項「議案第3号 秦野都市計画区域区分（西大竹地区）の変更について」、「議案第4号 秦野都市計画用途地域（西大竹地区・菩提地区）の変更について」のうち西大竹地区に関する部分及び「議案第5号 秦野都市計画 地区計画（西大竹地区）の決定について」を議題とします。それでは、事務局説明をお願いします。

事 務 局

それでは、説明の方を始めさせていただきます。まちづくり計画課の倉田と申します。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、各議案の位置関係について、ご説明いたします。スクリーンに沿ってご説明いたしますが、お手元と同じ資料を用意しておりますので、どちらか見やすいほうをご覧いただければと思います。それでは、説明に移ります。地図上の東名高速道路の秦野中井インターチェンジの南東方向にあります、赤枠で示した区域が新市街地ゾーンとして位置づけられている西大竹地区になります。左上に示されている新東名高速道路、秦野丹沢スマート IC から南東方向に伸びているのが、秦野丹沢スマートインター線と菩提横野線になります。

次に、本日の諮問案件の審議区分についてご説明いたします。本日の議案としては5案件ありますが、大きく2つに分け、審議①、審議②という形で皆様にはご審議いただければと思います。審議①については、議案第3号、4号、5号について、審議②については、議案第4号、6号、7号となります。議案第4号の用途地域の変更については、西大竹地区と菩提地区の2地区がありますので、2つに分けております。

それでははじめに、審議①の議案3号、4号（西大竹地区）、6号について、まとめてご説明いたします。こちらは新市街地ゾーンである西大竹地区の上位計画の位置づけを示したものになります。こちらについては議案資料の議案第3号の2ページに記載しております。神奈川県が定める「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、南地区周辺については工業地として、産業フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域に編入するものとされています。ここでいう、南地区周辺が西大竹地区を指しています。また、市で定める秦野市都市マスタープランでは、秦野中井インターチェンジ隣接地では、新たな産業拠点集積を図るため、計画的な市

街地整備を促進するとされています。

次に、西大竹地区の概要図になります。秦野中井インターチェンジの南東にあります、赤い区域で囲まれた部分が西大竹地区になり、面積は約3.4haになります。本地区における都市計画案件としましては、区域区分の変更、用途地域の変更、地区計画の決定になります。

こちらは土地利用計画図になります。左側の図は、中井町を含めた全体の土地利用計画図で、中井町側と一体の区域として土地利用を図っていきます。右側の図は、秦野市側の区域を拡大したものです。具体的な土地利用の計画ですが、凡例にありますとおり、水色で示した区域が産業系の土地利用を図る区域で、中井町側の薄い緑色で示した区域が関連事業として、土地区画整理事業と同時に施行する土地改良事業を行う区域となっています。

次に、都市計画案件についてご説明いたします。議案資料ですと、議案第3号及び4号の4ページの部分になります。まず、区域区分については、市街化調整区域から市街化区域に変更します。用途地域については、産業系を中心とした土地利用を図るため、工業専用地域に変更します。なお、都市計画の変更にあたっては、決定権者が内容によって異なり、区域区分は県、用途地域は市が定めるものとされています。

次に、地区計画についてです。議案資料ですと、議案第5号になります。本地区では、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区計画を定めることとしています。地区計画は、地区計画の目標や区域の整備、開発及び保全の方針を定めた「方針」と、地区施設の配置や建築物のルールを定めた「地区整備計画」から成り立ち、はじめに、「方針」を定め、区画整理の仮換地後に「地区整備計画」を定めることとしています。「方針」の内容については議案書の1ページをご覧くださいと思います。今回の地区計画では、名称、位置、面積、地区計画の目標を定め、また、区域の整備、開発及び保全の方針として、土地利用の方針や地区施設・建築物等の整備の方針、緑化の方針を定めるものです。

最後に、都市計画の変更スケジュールについてご説明いたします。これらの都市計画の変更については、関係機関との協議が整い、区域区分、用途地域については、昨年8月9日から8月30日まで素案の縦覧と公述申出の受付を行いました。期間内に公述申出がなかったため、公聴会は開催しませんでした。また、地区計画については、昨年8月23日から9月6日まで素案の縦覧を行いました。こちらも意見書の提出はありませんでした。また、昨年12月6

日から12月20日まで都市計画案の縦覧・意見書の受付を行いました。こちらにも意見書の提出はありませんでした。今後は、県決定案件である区域区分の変更については、2月3日開催予定の神奈川県都市計画審議会に付議し、その後、国の大臣同意を経て、本年3月中旬～下旬頃に都市計画の変更告示を予定しています。市決定案件の用途地域、地区計画については本審議会を経て、区域区分の変更と合わせて、本年3月中の告示となります。

また、参考ですが、この事業を一体として行っている中井町については、本年1月18日に中井町都市計画審議会が開催され、原案のとおりとすることで答申があったと聞いております。議案第3号、4号(西大竹地区)、5号についての説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

原 委 員 南地区の西大竹地区の都市計画の区分ということですが、市街化区域に編入になった時に農地がなくなってしまうのですが、現場との調整はどのようにされておりますでしょうか。

佐藤参事 西大竹地区につきましては一面農地になります。こちらの農地を新たに都市的土地利用を図るために、土地利用転換をかけるわけですが、こちらの都市計画を定めるにあたっては、関係機関協議ということで、事前に地権者の意向等を踏まえながら、市の農政、神奈川県環境農政局、また、農林水産省関東農政局と農林漁業調整を行っております。営農されている方が生活に困らないよう、様々な代替策や市の発展について、市の農政の考え方を踏まえた中でご協議いただいて、やむを得ないということで農政部局から合意をいただいておりますので、このような形で事業を進めていきたいと考えています。

原 委 員 ありがとうございます。より良い形で進めていただければと思います。

会 長 他に何かありますでしょうか。前回報告はいただいておりますので、概ね内容はわかるかと思えます。中井町とどのようにまちづくりをしていくかということですので、先ほど説明もありましたが中井町の方も順調に審議が進んでいて、同時的に進んでいくことになるかと思えますが、その辺りは問題ないということでしょうか。

佐藤参事 中井町まち整備課と調整をしながら手続き等進めております。また、本市都市整備課と準備組合の方とで連携して円滑に事業が進めておりますので、この事業を無事進めていきたいと思っております。

会 長 他に何かありますでしょうか。地区計画については、今回は方針のみということですが、地区整備計画についての見通しはついておりますでしょうか。

佐藤参事 本日のスケジュールでは事業化された後のスケジュールはお示ししておりませんが、都市計画の方針の策定までが今年度末までとなっております。令和5年度になりますと、組合が設立されまして実際の事業に入っております。組合の設立後、施設の設計や仮換地の設計等、その段階で、地区整備計画の内容、地区施設・建物のルールを定めながら概ね令和6年から令和7年くらいに地区整備計画をまとめていきたいということで、現在事業課の方と中井町の方と調整を進めております。

会 長 地区計画の内容については中井町と整合を図りながらということによろしかったでしょうか。

佐藤参事 整合を図りながら進めてまいります。

会 長 ありがとうございます。それでは、他にないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、議案第3号から議案第5号については、原案のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員各位 ー異議なしー

会 長 異議がないようですので、この案件につきまして原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委員各位 ー異議なしー

会 長 異議がありませんので、そのように決定させていただきます。

次に、議事（１）諮問事項「議案第４号 秦野都市計画 用途地域（西大竹地区・菩提地区）の変更について」のうち菩提地区に関する部分、「議案第６号 秦野都市計画 道路（３・４・１５号菩提横野線）の変更について」及び「議案第７号 秦野都市計画 道路（３・６・４号秦野丹沢スマートインター線）の変更について」を議題とします。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

続いて、議案第４号（菩提地区）、議案第６号、議案第７号について、ご説明いたします。まちづくり計画課の田所と申します。よろしくお願いいたします。スクリーンに沿ってご説明いたしますが、お手元と同じ資料を用意しておりますので、どちらか見やすいほうをご覧くださいと思います。それでは、説明に移ります。

９ページをご覧ください。議案の各案件の位置関係を示した概要図です。本市の市街地の北西部に位置する北地区を拡大したのですが、右下から議案第４号の菩提地区の用途地域の変更、図中央部を横に走る議案第６号の３・４・１５号菩提横野線の追加変更、図左上の秦野丹沢スマートインターチェンジと菩提横野線や県道７０５号を結ぶ、議案第７号の３・６・４号秦野丹沢スマートインター線が、本日も審議いただく議案の箇所となっています。また、議案第６号、菩提横野線の下側、南側になりますが、赤枠で囲まれている範囲が、来年度、都市計画の手続きを進める予定の新市街地ゾーン（戸川地区）となっています。議案の説明については、最も中心となる議案第６号菩提横野線、関連する道路として議案第７号秦野丹沢スマートインター線、菩提横野線の新たな都市計画の関連として議案第４号菩提地区の用途地域の変更という順番で説明いたします。

１０ページに移ります。上位計画における位置付けです。議案書第６号の２ページに関連する内容ですが、先ほどと同様に、神奈川県が定める「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、交通施設の都市計画の決定の方針のうち、道路に関して、赤のアンダーラインとなりますが、既存の市街地、（仮称）秦野ＳＡスマートインターチェンジ、これは秦野丹沢スマートインターチェンジのことですが、を結ぶ新たな構想路線の計画の具体化を図るとされています。下段の本市が定める「秦野市都市マスタープラン」では、北地区のまちづくり方針の箇所に、体系的な道路網の形成として、スマートインターチェンジへのアクセス性を高めるとともに、周辺部の構想路線の具体化を

図ります。と位置付けております。

11ページに移ります。議案第6号秦野都市計画道路（3・4・15号菩提横野線）の変更について（県決定）についてご説明いたします。議案書第6号の1ページと4ページに関する内容ですが、最初に本市の都市計画道路全体のネットワークに新たに菩提横野線を追加するという事で変更という取扱いとなります。図の右側、起点は秦野市菩提字北原となりますが、都市計画道路3・4・9号渋沢駅前落合線及び既存の県道705号と接続しています。ルートとしては、黒点線の県道705号と最初は重複し、曲線区間の始まりとともに県道から外れ、一部住宅地を通過した後、農地の区間に進み、市道51号線との交差、さらには図中央部の矢坪沢と並走し、県道705号と再び接続する、終点の秦野市横野字石原畑に至る延長約1,280メートルの路線です。道路の整備については、本市が事業者として行い、その後、市道として管理する予定ですが、起点側のルートが県道と一部重複しているため、都市計画の決定権者は神奈川県という取扱いとなります。決定を要する事項の詳細については議案書のとおりとなりますが、概要として、道路の延長約1,280メートル、構造形式は地表式、車線の本数は2車線、道路幅員として片側あたり3.5メートルの両側歩道で車道は9メートルの合計16メートルの道路を図のルートについて決定するものです。

12ページに移ります。議案第7号秦野都市計画道路（3・6・4号秦野丹沢スマートインター線）の変更について（市決定）についてご説明いたします。議案書第7号の1ページと4ページに関する内容ですが、先ほどと同様に本市の都市計画道路全体のネットワークに新たに秦野丹沢スマートインター線を追加するという事で変更という取扱いとなります。この路線は、昨年4月の新東名高速道路の一部開通及び秦野丹沢スマートインターチェンジの開設にあわせて既に秦野市道横野3号線として整備済みで、今回都市計画を定める目的としては、既存の道路ではあるものの秦野都市計画道路1・2・1号として定められている第二東名自動車道、新東名高速道路のことですが、と既存の市街地の都市計画道路を菩提横野線とあわせて都市計画道路のネットワーク形成を図るものです。路線の説明に移りますが、この道路は図の右側、起点は都市計画道路菩提横野線及び県道705号と接続する秦野市横野字石原畑となります。ルートとしては、新東名高速道路の秦野丹沢サービスエリアの外周に沿って進み、下り線のスマートインターチェンジを通過後、新東名高速道路のうえを高架橋で横断し、左に進み、終点の秦野市戸川字諏訪原に至る延長約7

60メートルの路線です。決定を要する事項の詳細については議案書のとおりとなりますが、概要として、道路の延長約760メートル、構造形式は地表式、車線の本数は2車線、道路幅員としては、図中に①～③として歩道の有無によって区間を分けていますが、代表区間として片側2.5メートルの歩道で車道は7メートルの合計9.5メートルの道路を図のルートについて決定するものです。

13ページ、議案第4号秦野都市計画用途地域（菩提地区）の変更についてご説明いたします。用途地域を変更する箇所は、先ほどご説明しました菩提横野線の沿道、50メートルの範囲について、現在、市街化区域の第一種中高層住居専用地域となっている約3.6ヘクタールの区域を第一種住居地域に変更するもので、この都市計画案件は市決定となっております。用途地域を変更する理由としましては、本市の用途地域指定に係る基準において、幹線道路の沿道となる地域は、良好な居住環境の維持・創出に配慮しつつ、住居だけでなく、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域とすることが望ましいとされることから、菩提横野線沿道の用途地域を変更するものです。なお、建ぺい率や容積率、防火地域等の指定については変更ありません。

最後に14ページの都市計画の手続きスケジュールについてです。これらの都市計画の変更については、関係機関との協議を重ね、昨年初夏から手続きを進めてきました。昨年10月の都市計画審議会での報告以降、12月6日から20日まで都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。本日、この審議会での審議を経て、県決定案件については、来週の2月3日の神奈川県での都市計画審議会へ付議し、無事審議が終われば、年度末の都市計画の告示を予定しています。議案の説明は以上となります。ご審議のほう、よろしく願います。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

中村委員

この地域の計画図をみると、計画道路上に宅地・建物が含まれておりますが、地権者の方との調整等はどのようなか教えてください。

佐藤参事

こちらの都市計画決定にあたりまして、令和3年の12月に初めてこの道路ルートを発表した説明会を本市の文化会館の方で行っております。そのルート発表に先立ちまして、沿線の影響を受ける方についてはご説明の方をさせていただいております。当然、色々なご意見もあり、賛成もありますし、反対もご

ございます。ただ、この道路につきましては、スマートインターと市街地を結ぶ重要な道路ですので、現在、道路整備課の方で測量や今後の補償、用地交渉などを行っていますが、我々としましても事業にご協力いただけるように、引き続き調整を図ってまいりたいと思っております。

会 長 他には何かありますでしょうか。

佐野委員 議案第7号の中の道路の幅員の件ですが、①の部分は幅員幅7mで車道7m歩道なしとなっております、②・③は幅員9.5mで車道7m、片側歩道2.5mになっています。これは、②・③までは片側歩道で、①になると歩道がないから歩道は歩かず、車道しか使わないということでしょうか。

佐藤参事 新東名高速道路の南側、下りのスマートインター側の方(②・③)につきましては、片側歩道ですので歩行者の導線ございます。今言われた①の新東名の北側につきましては、言われたとおり歩道なしということになっております。実際①の区間は直接的に歩行者はおられません。②から歩いてきた歩行者導線につきましては、図面で言いますと新東名高速道路に沿った東名の南側の側道に、イメージ歩道というグリーンベルト帯をつくって、そちらに歩行者を誘導するような対策を行っておりますので、①の区画には歩道がないということで、歩行者導線を想定していないということで対応をしております。

佐野委員 ②・③は幅員が9.5mで歩道があるということですが、新東名をくぐる時には人が歩きませんよというルールであればそれでいいですが、当然そんなことはないと思います。道路を作るときに将来のことを考えてつくらないと、場当たり的な形で幅員幅を少なくするのは楽だと思います。広くすればそれだけ費用もかかるし、用地買収も色々あるかもしれませんが、将来のことを考えて、同じにすれば良いのではと思います。何か意図があればいいと思います。なぜ幅員幅をあえて細く絞り込まないといけないのか。将来のことを考えたら同じ幅でも良いと思う。

原参事 道路整備課の原でございます。歩道設計ということですが、先ほどの話と繰り返しになる部分もありますが、言われるとおり、全ての道路において歩車分離された道路という形で、安全性を確保していければ当然良いとは思いますが

が、東名の部分を越したり、その先渡った先の利用状況を見た中で歩行者導線は、先ほど言ったとおり新東名の南側に市道がございますので、そちら側に誘導するような形で現地に案内板を設置したり、グリーンベルトという形の中で路側帯の方を緑色に塗りまして安全を確保するような形としております。そのような形の中でこちらの幅員については歩道なしの7mという形で既に整備の方をさせていただいているような状況です。

佐野委員

705号線はたっぷりとっている。幅員16mで車道9m、両側歩道3.5m。このような立派な歩道をつける考え方をもっているなら、あらゆるところでそういうことを考えてほしい。決めてしまったからこうだということであればこのような審議会はいらない。何も3.5mの歩道を両側につけろということではない。少なからず、②～③までは2.5mの歩道をつけていて、そこから車道だけになるのはおかしい。南側の道路は別の問題だと思います。人の安全を考えたらなぜ歩道をつけないのか、当然サービスエリアにしてもスマートインターにしても使ってもらおうという意図があるわけだと思います。道路は基本的に歩道をつけるのが、人にやさしい道路をつくるのが原則だと思います。

今は委員として意見を言っている。変更できませんはとんでもないこと。それであれば最初からこのような審議会はなくたっていいと思う。都市計画審議会はみんなで意見をすいあげて、修正してより良いものをつくっていく。市民の意見を聞いて、修正していくのは当たり前のことだと思います。

佐藤参事

佐野委員の委員としてのお考えを承って、当然そういったものを加味しながら都市計画を定めていかなければいけないと思います。今言われた、これからつくる議案第6号3・4・15号につきましては、既存の市街化区域も通過しております。また、沿道では新たにこの戸川地区のまちづくりを考えている中で、両側歩道を今後の中で整備してまいります。こちらの議案第7号のスマートインター線は片側歩道の部分と歩道がない部分がございます。こちらにつきましては、最初にご説明したとおり既存の道路で整備が終わっておりますが、この整備に際しましては、事業者としては市になりますが、施工者はネクスコ中日本の方に施工してもらっています。その中で、都市計画決定につきましては、整備後の道路に新たに上書きするような形になりますが、道路の整備に際しましては、地元の対策協議会で道路の規格・導線を調整しながら、道路整備課長が説明したとおり、できることできないこと踏まえて、整備を行っている

と聞いておりますので、そういった中で、直ちにこの道路に対応はできませんが、佐野委員が言われた今後の新たな道路整備についてはそういったご意見をもとに、利用者の方にやさしい便利な道路をつくってまいりたいと思います。

会 長 今回は難しいですが、今後歩道の状況については、実際に供用されると歩行者の交通量や車の交通量など色々な状況がわかると思いますので、それを踏まえて、ぜひ佐野委員の言われるとおりの歩道をつけることは重要ですので、そのあたりの検討をしていただければと思います。

他にはありますでしょうか。

会 長 先ほどの沿道路線の用途変更についてですけれども、第一種中高層住居から第一種住居になると店舗の大きさが変わってくるかと思いますが、どれくらいの店舗が可能になってくるのでしょうか。

佐藤参事 第一種中高層住居から第一種住居ですと店舗事務所系が緩和されます。そういった中で第一種中高層住居につきましては、できる規定ということで建築基準法に示されたものしかできませんので、制約はかなり高いのですが、住居系につきましては、店舗や事務所が3,000㎡以下までができますので、第一種中高層住居ですとコンビニ程度だったのが、だいぶ大きい店舗事務所ができますのでそういったものが緩和されます。建蔽率、容積率は変わりませんのでそういったものも制約が少し緩やかになりますので、幹線道路にふさわしい土地利用を図っていきたいと思います。

会 長 今までも幹線で変更して、店舗が増えた事例はあるのでしょうか。

佐藤参事 幹線道路の沿道ということで、一つは西大竹堀川線の堀山下テクノのところ。第一種住居ということで、今では県道706号丹沢公園松原町線と重複しており、平成の始めにできた道路になります。少し大きいですが、幅員20メートル。こちらの道路の沿道はある程度大きい店舗がはりついて、幹線道路の沿道にふさわしい。それから規模が違いますが、秦野市の二宮線と平塚秦野線。本市の南ヶ丘や今泉の方も路線型の住居をはってありまして、郊外型の店舗の方が図られて一定の土地利用がはかられている。そういった事例があります。

会 長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。
 他にないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、議案第4号、議案第6号及び議案第7号については、先ほど7号についてはご意見ありましたが、これについても原案のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員各位 －異議なし－

会 長 異議がないようですので、この案件につきまして原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委員各位 －異議なし－

会 長 それでは、本日の全ての審議が無事終了し、原案のとおり可決されましたが、私に一任された議案第3号から第7号に関する答申書(案)の作成については、本日省略させていただき、後日、皆様に写しを郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委員各位 －異議なし－

会 長 次に議事(2)「その他」ですが、事務局の方からありますか。

佐藤参事 それではその他についてですが、事務局から個別の内容についてはございませんが、次回開催予定について、来年度大きな話としましては先ほど資料の中で説明をさせていただきました戸川地区、こちらの方の事業を順調に進めておりますので、来年のこの時期に本日の西大竹案件でご審議いただいたような形で、戸川地区についてもご審議いただければということで、事務局含めて努力してまいります。

 また、おそらく10月から11月にかけては定例的な生産緑地の変更、これは毎年やっていますので、最低限この2回は予定されております。あとは戸川地区の手続きスケジュール、県決定で関連する自治体がいくつかありますの

で、そのスケジュール感にもよりますが、場合によっては8月くらいに1回開くかどうか。ただ、8月と10月か11月のが合同でできるようでしたら3回ではなく2回でというのは考えおります。実際には時期は未定ですが、開催の前には皆様の方にお知らせしたいと思いますので、その際にはご審議のほうよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会 長 ほかに何かございますでしょうか。それでは、これもちまして、本日の審議会を終了します。御協力ありがとうございました。